

国立大学法人静岡大学経営協議会学外委員からの「地方国立大学に対する
予算の充実を求める声明」（平成27年3月20日）を受けて
—我が国の高等教育の将来の成長と地域の発展に向けて—

平成27年3月20日

国立大学法人静岡大学

学 長	伊 東 幸 宏
理 事	石 井 潔
理 事	碓 氷 泰 市
理 事	浅 利 一 郎
理 事	前 田 千 尋
副学長	木 村 雅 和
副学長	中 野 美 恵 子
副学長	鈴 木 滋 彦

静岡大学経営協議会の学外委員（国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第20条第2項第3号に基づく）の皆様から発出された平成27年3月20日付け声明に併せて、国立大学法人静岡大学の経営責任を担う学長・理事・副学長一同として、以下のとおり表明いたします。

現在、国立大学をめぐるのは、第3期中期目標・中期計画期間（2016年4月から）の運営費交付金の配分の在り方を含め、政府レベルでの枠組み作りが進んでおります。文部科学省も国立大学協会も学術・高等教育の立場から対応していますが、広く国民的議論が行われているとは言い難く、私どもとしては、関係省庁とそれに深い関係を持つ一部有識者の議論によって事実上決着されることを危惧しています。

本学経営協議会では、学外委員の皆様とともに、困難な国家の財政状況を理解しつつ、「グローバル化」、「地方創成」等、変化、拡大する社会的ミッションに応えるための第3期の財政、体制等の議論をしまりました。経営協議会学外委員の皆様におきましてもこうした議論を踏まえて、静岡大学の経営及び日本の高等教育全体の発展に寄与する立場から声明を発出されたことには、深い敬意を表するものであります。

現在第3期運営費交付金配分の制度設計に携わっておられる関係各位におかれましては、こうした大学の運営に学外から参画しておられる方々の経験と発言に耳を傾けて頂き、地域における国立大学の在り方の検討や財政支援の充実について、今後も引き続き、より一層のご理解及びご配慮をお願い申し上げる次第であります。

私ども静岡大学の経営に日常的に携わる学内委員としても、学外委員の皆様とともに、本学の経験を広く社会に伝え、政治の場を含めた国民的議論に資する努力を重ねる所存であります。